

令和6年春季全国火災予防運動

令和6年3月1日(金)から3月7日(木)まで

春は、空気が乾燥し、風の強い日が多く、一度火災が発生すると被害が大きくなる危険性があることから、全国一斉に火災予防運動を実施しています。

【期間中の主な取組み】

1 住宅防火対策の推進

平成21年6月1日から、全ての住宅に火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。設置してから10年を経過した住宅用火災警報器が増え、電池切れや故障等により火災時に正常に作動しなくなるおそれがあります。

設置から10年以上経過している場合は点検を行い、点検しても反応がない場合は本体を交換しましょう。

誰でも簡単! 住宅用火災警報器の点検・交換

●点検は定期的に

本体のボタンを押すか、付属の紐を引きます。
正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。
少なくとも年に2回は点検しましょう。
(春・秋火災予防運動の時期に実施することを推奨)

反応しない場合は、すぐに**交換**しましょう!

●交換の目安は10年

設置から10年以上の場合も**交換**しましょう!

設置年数は、設置の時に記入した設置年月や交換期限で確認できます。
記載がない場合は、製造年でおおよその時期がわかります。



新しく交換する際は、生活に適した機器を!

火災などの危険に対して、より安心できるさまざまな機能を兼ね備えた機器の設置を検討しましょう。

※住宅用火災警報器に関するリーフレットのダウンロードはこちらから

2 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

医療機関、福祉施設、旅館、ホテル等の関係者へ防火管理体制の強化を依頼し火災予防の徹底を図ります。

火災予防運動の機会を捉えて、各事業所の消防計画に基づき、建物内の点検や消防訓練の実施など、防火安全対策をさらに徹底しましょう。



3 乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進

過去9年、県央消防本部管内(諫早市、大村市、雲仙市[国見町、瑞穂町を除く])では、たき火などの焼却行為による火災が多く発生しており、火災原因の1位となっています。

年別	火災件数	過去3年のおもな出火原因								
		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位
R3	71件	たき火	13件	たばこ	6件	放火(疑い含む)	5件	1位	2位	3位
R4	95件	たき火	32件	電気機器 排気管	5件	こんろ 火入れ ストーブ 放火(疑い含む)	4件 4件 4件 4件	1位	2位	3位
R5	66件	たき火	18件	たばこ	4件	配線器具 灯火	3件 3件	1位	2位	3位

※既に、令和6年2月末日時点で、たき火などの焼却行為による火災が2件発生しています。

《焼却からの火災を防ぐには》

◆たき火などの焼却は原則禁止されています

例外的に焼却ができる場合であっても、みだりに焼却せずに近隣に迷惑とならないように配慮をお願いします。

焼却を始める前に

- ・ 周囲に燃えやすいものがない場所で行う。
- ・ 乾燥注意報などが出ていたり、強い風が吹いている時は行わない。
- ・ 水バケツ、消火器等による消火の準備をする。
- ・ 消防署に届出をする。

焼却をしているときに

- ・ 火を消すまで、その場を離れないようにする。
- ・ 火の粉が飛ばないように少しずつ燃やし、衣服などに燃え移らないように注意する。

焼却が終わった後に

- ・ 再び燃えないよう完全に火が消えたことを確認する。

※たき火などの焼却行為に関する[リーフレットはこちら](#)から

